

訓令甲第21号

交通安全施設管理規程の施行に関する規程を次のように定める。

平成23年12月22日

警視総監 樋口 建史

交通安全施設管理規程の施行に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、交通安全施設管理規程（平成23年12月22日東京都公安委員会規程第5号。以下「管理規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定)

第2条 管理規程第4条の総括管理責任者及び管理責任者は、次のとおりとする。

区分	総括管理責任者	管理責任者
信号機	交通管制課長	警察署長及び高速道路交通警察隊長
道路標識及び道路標示	交通規制課長	警察署長及び高速道路交通警察隊長
パーキング・メーター及びパーキング・チケット 発給設備	駐車対策課長	警察署長

(管理体制)

第3条 総括管理責任者は、警視庁の管轄区域内における交通安全施設の総括的な管理に当たるものとする。

2 管理責任者は、管轄区域内又は担当区域内における交通安全施設の管理に当たるものとし、その任務の適正を図るため、次のとおり指定した者を指揮監督するものとする。

区分	警察署	高速道路交通警察隊	任務
管理副責任者	副署長又は次長	副隊長	交通安全施設の管理

			及び運用の調整に関すること。
管理主任者	交通担当課長（島部警察署にあつては次長）	庶務を担当する本部付	交通安全施設の管理及び運用に関し必要なこと。
管理補助者	交通規制係長（島部警察署にあつては交通担当係長）	交通規制係主任	管理主任者の任務の補佐に関すること。

（報告）

第4条 管理責任者は、管轄区域内又は担当区域内に設置された交通安全施設に、損傷、機能障害等の異常を認めたときその他交通安全施設に係る重要特異な事案を認めたときは、速やかに交通部長（総括管理責任者経由）に報告するものとする。

（細部事項）

第5条 この規程を実施するために必要な細部事項は、交通部長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成23年12月22日から施行する。